事務所便り 12 月号

Vol.116
2022.12.15
Tasaka tax accountant office

いつもお世話になっております。
クリスマスを控えて、街も活気づいております。
年末に向けご多忙のことと存じますが、健康にお気をつけてお過ごしください。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

一括償却資産の損金（必要経費）算入のタイミング

◆一括償却資産とは

パソコンなどの器具及び備品その他減価償却資産を取得した際に、取得価額が 30 万円未満の少額である場合には、法定耐用年数より短い期間で損金（法人税）・必要経費（所得税）（以下、“経費”とします）にできる規定があります。

（１）10 万円未満の場合は消耗品等として取得時に全額経費となります。

（２）10 万円以上 20 万円未満の場合は、一括償却資産として 3 年間の定額償却にできます。

※下記（３）の選択も可能です。

（３）10 万円以上 30 万円未満の場合は、300 万円を限度として全額経費にできます。ただし、これは中小企業等のみに適用です。

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産で耐用年数よりも短い期間で経費にできるのが「一括償却資産」です。この制度は中小企業等以外の法人も使えます。金額の上限もありません。

◆一括償却資産のメリットとデメリット

一括償却資産のメリットは、3 年での定額償却ですので、個々の資産の本来の法定耐用年数の確認をする必要がなくなります。また、本来の耐用年数よりも早く経費にすることができます。さらに、一括償却資産は償却資産税の申告対象から外れますので固定資産税が掛かりません。

一方のデメリットとしては、3 年の償却期間中に資産を滅失・譲渡した場合でも、未償却額残高を損金算入することができないことがあります。すなわち、減価償却を打ち切れないため、帳簿からその資産を取り除く処理ができません。

◆途中で売却や除却をしても償却期間は 3 年

資産を売却したり除却した場合には、通常は、その資産の帳簿価額（＝取得価額からそれまでの減価償却費を控除した残額）を売却原価もしくは除却損として計上します。しかしながら、一括償却資産としたものに対してこの処理をするのは間違いとなります。その資産がなくなったとしても会社の帳簿上には未償却の残額が残り、あくまでも 36 か月（3 年）かけて経費にすることになります。

ただし、会社が解散して清算に入り、残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時における一括償却資産の金額が事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなります。残余財産が確定するとその先はありませんから 3 年縛りは適用されません。

企業型 DC の加入者が iDeCo を利用しやすくなった

◆企業でも自分でも積み立てできるように

確定拠出年金は公的年金とは別に企業や個人で積みたてて運用する私的年金です。企業で加入する DC(企業型)と個人で加入する iDeCo は、今までは企業型に入っていると iDeCo に加入できませんでしたが、2022 年 10 月から両方に加入できるようになりました。また、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには企業の労使合意が必要でしたが、原則それなしで加入することができるようになりました。

◆掛け金額の上限があります

iDeCo の掛け金は各月の企業型 DC の事業主掛け金と合算して月額 5.5 万円、さらに企業型 DC だけ加入しているときは iDeCo の拠出限度額の上限は 2 万円です。

企業型 DC と確定給付型の他制度も加入しているときは合算して DC 掛金は月額 2.75 万円、iDeCo の拠出限度額は 1.2 万円を超えることはできません。

例えば企業型 DC のみ加入で企業型 DC の事業主掛け金が 3 万円であった場合、月額 5.5 万円－3 万円＝2.5 万円（iDeCo 拠出限度額は 2 万円まで）となります。

また、以下の 2 点が要件になります。

(1)掛け金（企業型 DC の事業主掛け金・iDeCo）が各月拠出であること

(2)企業型 DC のマッチング拠出（加入者本人から掛金徴収）を利用していないこと

◆5 月から年齢要件が拡大されています

2022 年 5 月からは企業型 DC も iDeCo も加入可能年齢が引き上げられています。

企業型 DC は厚生年金被保険者（原則 70 歳未満）であれば企業型 DC の加入者とすることができます。企業は労使で一定年齢未満の加入を定めることはできますが、60 歳より低い年齢にはできません。

iDeCo においては会社員、公務員等（国民年金 2 号被保険者）自営業者、専業主婦（夫）等（国民年金 3 号被保険者）が加入者ですが 60 歳以上 65 歳未満で国民年金の第 2 号被保険者、任意加入者、海外居住で国民年金任意加入者も加入でき、引き続き加入するためには受付金融機関に手続きが必要す。

企業型も iDeCo も老齢給付金の受給開始年齢は 60 歳から 75 歳までの間で選択できます。
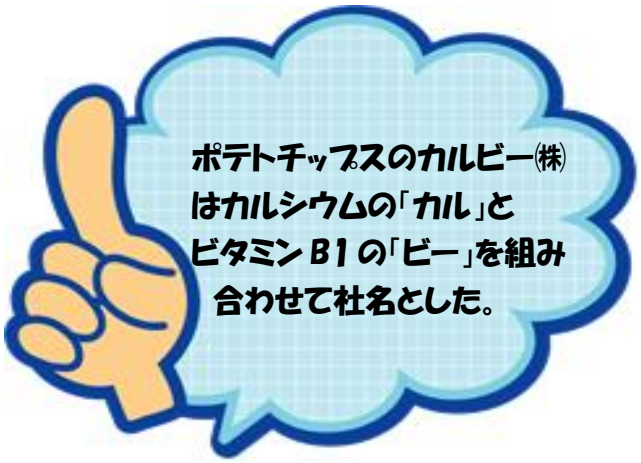
～人生の役に立たない雑学 vol.116～